

官報号外

昭和六十一年五月十五日

○第一百四回 衆議院会議録 第二十九号

昭和六十一年五月十五日(木曜日)

議事日程 第二十六号

昭和六十一年五月十五日

午後一時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第三 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 地方自治法の一部を改正する法律案(地

方行政委員長提出)

第七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第八 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第十二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案(大石千八君外九名提出)

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 預金保険法及び準備預金制度に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 午後一時三分開議これより会議を開きます。

○議長(坂田道太君) 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙を行います。

○議長(坂田道太君) 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 横井新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) よって、動議のことく決しました。

○議長(坂田道太君) 議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に武藤山治君を指名いたします。

○議長(坂田道太君) 横井新君の動議に御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) よって、動議のことく決しました。

○議長(坂田道太君) 横井新君の動議に御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) よって、日程は追加せられました。

○議長(坂田道太君) 横井新君の動議に御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 横井新君の動議に御異議ありませんか。

提出者の趣旨弁明を許します。玉沢徳一郎君。

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 「玉沢徳一郎君登壇」

○玉沢徳一郎君 ただいま議題となりました森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案につきまして、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議・民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げま

す。まず、本文を朗読いたします。

森林・林業・林産業の活性化と国有林野の過疎化、林業労働力の減少及び森林づくりへの意欲の低下等により、健全な森林の育成にかけない間伐・保育の遅れがめだつなど、その生産活動が停滞し、水資源の確保はじめ森林の有する多角的機能の高度發揮に支障をきたしている。

国有林野事業は、長い間、林産物の計画的・持続的供給、公益的機能の發揮、農山村地域振興への寄与等その使命を果たしてきたが、財務事情が悪化し、その改善方策を講ずることが急務となつてゐる。

また、最近の国際環境の変化は、森林・林業・林産業に悪影響を及ぼすことも懸念され

さらに、近年、森林・綠資源が世界的に急速

に減少しつつあり、この状態がつづくなれば将來において地球的規模で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人類にとって重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、緑豊かな国づくりと国産材時代を展望して、木材需要の拡大、木材産業の活性化・間伐・保育の促進、林道網の整備、国民参加による森林整備の推進等による森林・林業・林産業の健全な育成と国有林野事業の経営改善のため、財源措置を含め検討し、積極的な施策の推進を図るとともに、森林資源の維持造成について国際協力の一層の拡充を図るべきである。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

目を海外に転じますと、開発途上地域における薪炭材の過度の伐採と食糧生産のための焼き畑移動耕作等により森林資源が大幅に減少しており、これらの地域における砂漠化の進行はもとより、地球的規模での環境への影響が懸念されることから、世界の森林資源の維持造成に協力することが極めて重要となっております。

以上にかんがみ、政府は、木材需要の拡大、木材産業の活性化、間伐・保育の促進等森林・林業・林産業の活性化、国有林野事業の改善及び海外林業協力の推進等のため万全の施策を講ずべきことを強調し、本決議案の趣旨の説明といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

○本件を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

この際、農林水産大臣から発言を求められております。これを許します。農林水産大臣羽田孜君。

〔國務大臣羽田孜君登壇〕

○國務大臣(羽田孜君) ただいまの御決議に対しまして、所信を申し上げさせていただきます。

政府いたしましては、森林・林業、木材産業をめぐる厳しい情勢にかんがみ、従来より各般の施策を推進しているところであります。特に、昭和六十年度からは森林・林業、木材産業活力回復五ヵ年計画に基づき、木材需要の拡大、木材産業の体質強化及び間伐等林業の活性化に努めているところであります。また、国有林野事業につきましては、昭和五十九年に策定した改善計画につき、経営改善の推進に努めているところであります。

○議長（坂田道太君） 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂田道太君） 御異議なしと認めます。

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

○議長（坂田道太君） 日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。地方行政委員長 福島謙二君。

地方自治法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔福島謙二君登壇〕

○福島謙二君 大だいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案についての趣旨弁明を申し上げます。

まず、本案の趣旨について申し上げますと、御承知のように、近年、土地信託が注目を集めていますが、この制度は、土地の開発利益を十分に享受できる仕組みであり、また、信託期間終了後に土地の所有権を返還させができるとともに、信託銀行等の知識経験等を活用して建物の建築やその管理処分を効率的、彈力的に行うことができる等のため、民間において急速な普及を見せているところであります。

最近では、地方公共団体においても、民間活力の活用によって公有地の有効利用を推進する観点から、その導入を検討しているものが見受けられ改善に最大限の努力を払ってまいります。（拍手）

るところであります。現行の地方自治法では、信託については規定がなく、これを予定していないものと考えられております。

また、国においても、同様の事情からこのたび、国有地に信託制度を導入するため、所要の措置を講ずることとしております。

そこで、本案は、このような土地信託制度の所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その内容について申し上げます。

第一は、信託の対象は、公有財産のうち普通財産である土地及びその定着物に限り、当該普通地方公共団体を受益者として、建物の建築等政令で定める信託の目的により、議会の議決を経て信託することができることとしております。

第二は、不動産の信託の受益権については、これを公有財産の範囲に加えることとしております。

第三は、普通地方公共団体の長は、その信託期間中に公用または公共用に供する必要が生じたとき等においては、信託契約を解除することができることとしております。

第四は、普通財産である土地等の信託に関し、その受託者を監査委員の監査及び普通地方公共団体の長の調査権等の対象とすることとしております。

第五は、普通地方公共団体の長は、普通財産である土地等の信託について、事務処理状況を説明する書類を議会に提出することとしております。

本案は、去る十三日地方行政委員会において多数をもつて委員会提出の法律案と決定し、提出したものであります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多數、よって、本案は可決いたしました。

までの預金保険法の改正は、

第一に、経営が破綻した金融機関を対象とした合併等について、預金保険機構による貸し付け、不良資産の買い取り等の資金援助の制度を設けること。

第二に、保険事故が発生した場合に、預金保険機構は、一定の要件のもとに、仮払金の支払いをすること。

第三に、労働金庫を預金保険制度の対象とするなどとあります。

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

であります。

本案は、昨十四日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

についての投資顧問業へのニーズの高まりに伴う悪質な業者による投資者被害の現状にかんがみ、有価証券についての投資顧問業者に対する規制を実施するとともに、必要な規制を行うことにより、投資者の保護を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、投資顧問業を営もうとする者に対する大蔵大臣への登録を義務づけるとともに、営業保証金の供託、帳簿の作成、記録の保存等に関する規定を設けること、

第二に、投資顧問業に関する融資、顧客に対する融資、顧客にかわっての有価証券の売買や金銭等の預かりといった行為を禁止するとともに、広告規制、契約締結に際しての一定事項の開示等に関する規定を設けること、

第三に、投資一任契約に基づく業務については、登録を受けた投資顧問業者のうち一定の要件を満たすものに対して認可を行う旨の規定を設けること、

第四に、証券投資顧問業協会についての規定を設けること

第五に、預金保険法について超過累進準備率を導入することとし、所要の規定の整備を行うものであります。

第六に、預金保険法及び準備預金制度に関する規定を設けること、

第七に、預金保険法及び準備預金制度の対象とする不正三郎君。

○議長(坂田道太君) 日程第二、有価証券に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、預金保険法及び準備預金制度に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第四、国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第五、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求める法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第六、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第七、国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第八、預金保険法及び準備預金制度に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第九、国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第十、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第十一、国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第十二、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第十三、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出)

官 報 (号 外)

5

昭和六十一年五月十五日 衆議院會議録第二十九号

朗讀を省略した議長の報告

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会法の一部を改正する法律案（参議院提出、
参法第一〇号） 議院運営委員会 付託
(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案
一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）
一、昨十四日、予備審査のため次の内閣提出案を参議院に送付した。

生物系特定産業技術研究推進機構法案
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
昭和五十九年度特別会計予備費使

可決した旨の通知書を受領した。
用総調査及び各省各厅所管経費増額調査
有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、昨十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和五十九年度特別会計予備費使

用総調査及び各省各厅所管経費増額調査
(その2)
(議案通知書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員三浦久君提出天皇及び天皇制に関する質問に対する答弁書

天皇及び天皇制に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月二十八日

提出者 三浦 久

地方交付税法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案
一部を改正する法律案
一、昨十四日、参議院において次の内閣提出案を承諾することを認決した旨の通知書を受領した。

中曾根総理は、去る一月三十日の衆議院本会議における日本共産党・不破哲三議員の代表質問に

昭和五十九年度一般会計予備費使

用総調査及び各省各厅所管使用調

書(その1) 昭和五十九年度特別会計予備費使

用総調査及び各省各厅所管使用調

書(その1) 第十一条に基づく経費増額総調査
(その1)

昭和五十九年度一般会計予備費使
及び各省各厅所管経費増額調査
(その2)

昭和五十九年度特別会計予備費使
用総調査及び各省各厅所管使用調

書(その2) 昭和五十九年度特別会計予備費使
用総調査及び各省各厅所管使用調

書(その2) 第十一条に基づく経費増額総調査
及び各省各厅所管経費増額調査
(その2)

対し、「天皇陛下の御在位六十年ということ、あわせて、昨年七月十三日には、歴代天皇中最長寿をお迎えなさったということは、まことに慶賀にたえない次第であります。この天皇陛下の御在位六十年、御長寿をお祝いするというものは、これは自然な感情であります。天皇は元来、平和主義者であられたということは、皆さんも御存じのとおりでございます。別に政治的意図などは毛頭ないで、この自然の喜びの発露をそのまま行おうというので、疑う方が不自然ではないかと思ふのであります」と答弁しました。

さらに中曾根総理は、「天皇在位六十年」を「祝賀」する理由として、天皇は元来「平和主義者」であり、「戦争を回避するために全面的に努力をされた」(衆議院予算委員会、三月八日)こと、「天皇は」立憲君主制のもとにありまして、総理大臣の輔弼することについては、大体君臨すれば統治せずといいう原則でいかれた(同)こと、「二千年近いこの伝統と文化を持つておる日本、及び天皇を中心にしてきた日本のこの歴史」(同)などを挙げている。

これらはすべて、歴史の事実に反して、天皇の侵略戦争と暗黒政治に対する明白な責任を免罪したうえ、もともと憲法の「主権在民」の原則とは根本的に矛盾する天皇と天皇制を不適に美化するものである。日本共産党は、この見地から既に、「天皇在位六十年」は絶対に「祝賀」の対象とすべきものでないことを指摘し、その中止を政府に申し入れてきたところである。以下、その立場から、天皇と天皇制の問題について質問する。

天皇の動向をよく知り得る立場にいた当時の内閣書記官長・富田健治氏はその著書「敗戦日本」の内側・近衛公の思い出で、天皇が太平洋戦争開始論に踏み込んでいく経過について、次のように述べている。

「自分(近衛)が総理大臣として陛下に今日、開戦に不利なことを申し上げると、それに賛成されていたのに、明日御前に出ると『昨日あなたにおまえは言っていたが、それ程心配することもないよ』と仰せられて、少し戦争の方へ寄つて行かれる。又次回にはもっと戦争論の方に寄つておられる。つまり陸海の統帥部の人達が意見がはいつて、軍のことは総理大臣には解らない。自分の方が詳しいという御心持のよう思われた。従つて、統帥について何ら権限の

情勢ハ朕力軍隊ノ精強ニ待ツコト愈々切ナルモノアリ汝將卒益々奮励以テ朕力信倚ニ対ヘムコトヲ期セヨ」とする「勅語」(一九三一年十一月十四日)を発している。中国に対する全面侵略を開始した一九三七年には、「中華民国深ク帝国ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事変ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕力軍人ハ百難ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス」(九月四日の勅語)と述べ、日本が起こした侵略戦争の責任を中国に転嫁しながら、中国を恫喝している。

中国侵略で予定どおりの戦果が挙がらず、戦争が長期化したとき、天皇は戦争勃発時の杉山陸軍大臣に対し、「予定通り出来ルト思フカ、オ前ノ大臣ノ時ニ蔣介石ハ直ク参ルト云フタガ未ダヤレスデハナイカ」と述べ、「絶対ニ勝テルカ」(杉山メモ)と質問している。

中国に対する侵略戦争は、一九四一年、アメリカ、イギリスに対する戦争へと発展したが、この太平洋戦争を決断し、戦争を宣言したのは、天皇そのものであり他のいかなる人物でも中国機関でもなかつた。

天皇の動向をよく知り得る立場にいた当時の内閣書記官長・富田健治氏はその著書「敗戦日本」の内側・近衛公の思い出で、天皇が太平洋戦争開始論に踏み込んでいく経過について、次のように述べている。

「自分(近衛)が総理大臣として陛下に今日、開戦に不利なことを申し上げると、それに賛成されていたのに、明日御前に出ると『昨日あなたにおまえは言っていたが、それ程心配することもないよ』と仰せられて、少し戦争の方へ寄つて行かれる。又次回にはもっと戦争論の方に寄つておられる。つまり陸海の統帥部の人達

が意見がはいつて、軍のことは総理大臣には解らない。自分の方が詳しいという御心持のよう思われた。従つて、統帥について何ら権限の

ない総理大臣として、唯一の頼みの綱の陛下がこれではとても頑張りようがない」
太平洋戦争遂行の基本政策である「国策」は、天皇の臨席する御前会議で決定された。一九四一年七月二日の会議で、「南方進出の歩を進め又情勢の推移に応じ北方問題を解決す」という「帝国國策要綱」を決定している。九月六日の会議は、期限つき開戦を決定した「帝國國策遂行要綱」を決定し、十一月五日の会議は、対米戦を決意した「要綱」を決定している。そして十二月一日の会議は、対米英オランダ開戦を正式に国家意志として決定した。

これらすべての決定の最終決断をくだしたのは天皇である。開戦時の國務大臣、鈴木貞一は、次のように述べている。

「戦争か、戦争をやめるかという時期の決断といふものは、それは流れに逆ってピシャッとやることは、これはもう余程の力でなくてはならない、その力はね、日本には陛下以外にないんです」(勝田龍夫「重臣たちの昭和史」下)

戦争を長引かせたのも天皇の責任である。天皇は、終戦に当たつて、和平交渉を急ぐべきであるとの周囲の意見に対し、「モウ一度戦果ヲ挙げテカラデナイト中々話へ難シイト思フ」(木戸幸一関係文書)として、戦争継続の立場を表明した。また、一九四五年八月十四日の「御前会議」では、ボツダム宣言受諾の理由について、「國体ニ就テハ敵モ認メテ居ルト思フ。毛頭不安ナシ。敵ノ保障占領ニ関シテハ一抹の不安ガナイデモナイガ、戦争を繼續スレバ國体モ国家ノ将来モナクナル。即チ、モトモ子モナクナル」(敗戦の記録)と、終戦の決定(総理等のいうわゆる「御聖断」)が、絶対主義的天皇制を維持するためであることを明言している。

これらの事実は、天皇が、「平和主義者」などではなく、その地位からいつても実際に果たした役割からいっても、十五年に及ぶ侵略戦争の最大、最高の責任者であつたことを疑問の余地

なく立証している。

中曾根総理が天皇を「平和主義者」だとする根拠はなにか。

二 「君臨すれども統治せず」論について

戦前の天皇と天皇制を「君臨すれども統治せず」などと特徴付ける中曾根総理の見解は、そもそもこれまで質問してきた天皇の戦争責任の問題に照らしても明確に事実に反するものであるとともに、天皇の戦争責任を免罪するものである。

天皇の戦争責任問題以外にも、戦前の天皇に与えられていた絶対的権力は、総理の見解に根拠がないことを示している。

戦前の天皇制はいかなる意味でも「立憲君主制」ではなく、國家主権はもちろん、國務大臣の任免権、軍の統帥権、宣戰・講和の布告、条約締結権、立法権、議会の召集・衆議院解散権、戒嚴などの権限を全面的に掌握した文字どおりの絶対主義的天皇制であった。

天皇は、この権力を用いて、天皇が必要と考えた場合には、自らの政治意思を貫徹してきただ。戦争以外の若干の諸事実を擧げると次のとおりである。

二・二六事件当時(一九三六年)の内閣総理大臣であつた岡田啓介は、天皇の執務態度について、「陛下は内閣から奏上する場合、御同意の節は「そう」とはつきり御返事なさるが、御同意ではないときは黙つていらっしゃる。差しあげた書類に対しては、御同意でない折はしばらくお手元にお留めおきになることもある」(回顧録)として、このような天皇の意思表示の仕方に從つて行動するのが「輔弼」者としての大蔵の条件であつたと述べている。さらに、天皇の側近中の側近であつた木戸幸一は、戦後(一九六四年)法務省の質問に対し、「立前として天皇は國務大臣の輔弼によつて國政をなさるのではあるが、時には、強い御意見を述べられることがある。(中略)天皇が御納得されない場合は、概ね

の場合問題はそのままサスペンションされて決定が延ばされるか内閣の方が考え直すのを例とした」(木戸幸一日記)と証言している。

また、次の事実は極めて重要なである。

戦前の治安維持法は、過激社会運動取締法という名で一九二二年に議会に提出されたが、反対運動にあつて審議未了・廃案となつた。ところが一九二三年九月、現天皇裕仁が大正天皇の攝政として発した緊急勅令「治安維持ノ為ニスル罰則ニ閏スル件」(治安維持令)を公布した。これが十二月に臨時議会で追認され、一九二五年に治安維持法が制定された。

また、同法は一九二八年、「國体變革」すなわち「君主制の廢止」「絶対主義的天皇制の変革」を掲げる者に死刑を含む重罰を科すべく改悪されたが、これもまた、天皇の発する緊急勅令によって行われたのであつた。このような野蛮な弾圧法を自らの意思で制定し得る権能を持ち、また実際に頻繁にそれを行使した者を、「君臨すればども統治せず」などといえないことは明白である。

中曾根総理は、これらの諸事実を「君臨

し、「統治」もした事実として認めるかどうか、明確に答弁されたい。

三 「天皇は国民の中心」論について

「天皇は二千年間、國の中心」であつたなどと明確に答弁されたい。

中曾根総理は、これらの諸事実を「君臨」もし、「統治」もした事実として認めるかどうか、明確に答弁されたい。

「天皇は二千年間、國の中心」論について

ばされたところの天子様というものがござつて、是が昔からちつとも變つたことのない御王室は人様ぢや……と述べているように、天皇の存在すら多くの國民に知られていない

かつた。

また、天皇制政府が多くの庶民の不信と不満

を買つてゐたことも、例えは次のような、政府

にてあつた「報告書」から知られるところである。

「近來の事情を洞察してみると、天下の人望は以前に異なり、道路の浮言ではあるが、王政は幕政に及ばず、薩長は徳川氏に劣るなどといわれているやに承り、謙に憤懣するかたなし」

「今の政治のありさまではとても治世はおぼつかなく、窮民どもの暮らしはたちゆかない。」

旧幕政のほうがよかつたというものが今や七

分、残りの三分がわずかに御一新の政道をよい

といつてゐるに過ぎない」

さらに、明治維新後、神話に基づく「紀元節」を設定し「天皇は天子」「万世」系なる宣伝が行

われたが、これは絶対主義的天皇制の確立と徹底、強化のために明治政府の必要によつて急きよ作り出された特殊なイデオロギーに過ぎず、

當時既にその反動的・非科学的本質を見抜く次

のよう見解があることも史料で明らかである。

天子ノ子ナルヤ、阿爺セ又天子ノ子ニシテ、阿翁ノ父ニハ非ルヤ、笑フ可キ哉」(東京開化繁昌誌)

「(天皇が天子なら)然ラバ日本國ノ人皆ナ

もつて、「天皇は二千年間、國の中心」と国会で

答弁したのか、所見を求める。

天皇批判に対する総理の説教について

中曾根総理は、いかなる事実と科学的根拠を

もつて、「天皇は二千年間、國の中心」と国会で

をめぐる問題で、三月八日、衆議院予算委員会

での日本共産党的正森成二議員の質疑に対し

て、天皇に「あえて異を立てるというものは、

国家を転覆するという気持ちを持つておる人でないと出てこないのではないかとすら私は疑う」と答えていた。

天皇と天皇制を批判するものにこのような誹謗を加えること自体、戦前の治安維持法同様の発想にほかならないと思うが、どうか。また、中曾根総理の論理では、今日の日本戦前同様に、「主権は天皇にあり」ということになるが、どうか。答弁を求める。

さらに、マスコミ各社の世論調査によつても、天皇制を「廢止するほうがよい」との回答は相当数にのぼるが、このような回答者は「國家を転覆するという気持ちを持つておる人」と総理は考えるのか。

また、総理は、「天皇在位六十年」を祝わなければ「不自然」と述べているが、四月七日付「朝日」の世論調査によれば、「天皇在位六十年式典に賛成の回答は、四一%に過ぎず、「天皇在位六十年記念式典は必要ない」とする回答が二七%、「戦時中のことを思うと好ましくない」が六%、「自分には関係ない」が二二%となつている。総理は、半数以上の日本の国民は「不自然」な人間であると考えるのである。また、総理の論理に従えば、「天皇在位六十年」を積極的に「祝賀」しないものは、天皇に「異を立てる」ことになり、結局のところ「国家転覆」の気持ちを持つていることにならざるを得なくなるが、どうか。

五 天皇の「名代」としての皇太子の訪韓など、いわゆる「皇室外交」について

天皇の「名代」としての皇太子の訪韓など、いわゆる「皇室外交」が計画されている。またこれまで、天皇・皇室自身の意思をも盛り込んだ「皇室外交」が行われ、その際天皇はしばしば政治的な言動を行つてきた。これらは、憲法の天皇に關する条項に照らして容認できないものである。

我が党は、既に政府及び宮内庁に対し皇太子訪韓中止を申し入れた。宮内庁は四月二十六日、皇太子訪韓を含め天皇、皇室の外國訪問

は、政府が決定することだと回答してきた。そこで政府に對し、いわゆる「皇室外交」なるものについて見解をただす。

戦前の天皇は、「國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬ス」(第四条)、「戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス」(第十三条)とされ、國家元首として對外的代表であるとともに、外交權の主体であつた。

しかし現憲法は、天皇制を「象徴」の名で温存するという「主権在民」原則と矛盾した側面を残しているが、天皇の地位を「主権の存する日本國民の総意に基く」(第一条)ものにとどめるとともに、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する權能を有しない」(第四条第一項)とし、天皇の對外代表權と外交大權を明確に否定した。また、天皇の國事行為としての對外關係に関する行為も、「全權委任状及び大使及び公使の信任狀を認証すること」(第七条第五号)、「批准書及び法律の定めあるその他の外交文書を認証すること」(同条第八号)、「外国の大使及び公使を接受すること」(同条第九号)という形式的な行為に厳格に限定している。しかも、天皇がこれらの行為を實際に行う際には内閣の助言と承認を受けなければならぬ(第三条)。このように現憲法は、天皇が公的で政治的な意味をもつ外國訪問を含む対外關係に関する行為を行うことを明確に禁止している。しかるに、憲法第一条の「象徴的地位からにじみ出る公的行為」などとして、天皇による「皇室外交」が展開されてきた。

しかし天皇自身、このような「皇室外交」の際に頻繁に政治的發言を行つてきた。一九七五年の訪米に際して、天皇は、さきの侵略戦争について、「開戦時には闘争決定があり、私はその決定を覆すことはできなかつた」などと発言した。これはたんに政治的な發言だといふにとどまらず、歴史的事実に反して自らの戦争責任を回避するものである。また天皇は、この訪米直

後の記者会見で広島・長崎への原爆投下は「やむを得ないこと」とさえ述べている。これ自体アメリカの野蛮な原爆投下を是認した非人道的な發言であるとともに、許されない政治的發言であることは明白である。

さらに、全斗煥大統領の訪日には、「大統領閣下の卓越した指導の下に貴国が政治、經濟、文化、社会等の各分野において目覚しい発展を遂げてることは、國際社会から高い評価を受けております」などと、全斗煥大統領を礼賛する政治的發言を行つていて。

全斗煥大統領は、軍事クーデターによつて生まれた軍事ファシズム政權であり、韓國國民からもその正統性を疑われている政權である。また我が国においても、南北に分断された朝鮮半島の一方の韓國政府を唯一合法政府とする日本政府の対朝鮮政策をめぐつても強い批判があり、議論も分かれている。こうした状況のもとでの天皇のこの發言は、「國政関与」を禁じた憲法にまつこうから違反する二重、三重の政治問題への介入である。

以下、こうしたいわゆる「皇室外交」について質問する。

1 天皇自身のこのように明白な政治的發言が、天皇は「國政に関する權能を有しない」とした憲法第四条に違反することは明らかではないか。

2 天皇の「名代」による皇太子の訪韓が計画されている。皇太子による「皇室外交」は、「日本修好百年」を記念しての訪米(一九六〇年)以降二十回余に及ぶが、今回の訪韓は、とりわけ、全斗煥大統領を礼賛した天皇の「名代」として行われる。韓国内でもこの皇太子訪問に反対する大きな世論がおこっている。計画されている皇太子の訪韓は、我が國の對朝鮮政策と韓國內の政治問題への介入であり、極めて重大である。

での皇太子訪韓に対する強い反対論があつても、これを強行するのか。右質問する。

内閣衆質一〇四第二〇号
昭和六十一年五月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議員三浦久君提出天皇及び天皇制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員三浦久君提出天皇及び天皇制に関する質問に対する答弁書

一について
天皇陛下が、ひたすら世界の平和を祈念して、先の大戦に際しても、回避するため全面的に努力をされ、また、戦争終結の御英断を下されたことは、大多数の國民が知るところであります。こうしたことから、天皇陛下は平和主義者であられる旨を答弁したものである。

二について

天皇陛下が、ひたすら世界の平和を祈念して、先の大戦に際しても、回避するため全面的に努力をされ、また、戦争終結の御英断を下されたことは、大多数の國民が知るところであります。こうしたことから、「君臨されども統治せず」と答弁したものである。

三について
大日本帝国憲法は、いわゆる立憲君主制を採り、同憲法においては、天皇は統治權を総攬する地位にあつたが、憲法上の確立された慣例として、天皇は、國務大臣等の輔弼、補佐に基づいて統治權を行使したといわれており、こうしたことから、「君臨されども統治せず」と答弁したものである。

三について
長い歴史と伝統と文化を有する日本において、天皇が國民的な連帯の中心としての役割を果たしてきたことは、大多数の國民が認識するところであり、こうしたことから、その旨を答弁したものである。

四について
日本國憲法は、天皇は日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であるとしている。

また、天皇陛下御在位六十年記念式典を挙行

することとしたのは、天皇陛下の御在位が六年の長きにわたり、加えるに、天皇陛下が御世日数の確認で、この歴代天皇の中で最高御長寿になられ、この歴史にまれな重なる御慶事をお祝いすることが、大多数の国民の自然な感情であることによる。

御指摘の答弁は、このようなことについての理解を求めたものである。

五について
1 御指摘の御発言は、政治的な意味合いを持つものではないから、憲法に違反するものではない。

2 御指摘の御訪韓については、これを推進する方向で検討する旨公表したとおりである。右答弁する。

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

保健休養、国土保全等森林の有する公益的機能の維持増進に対する国民の要請は急速に高まっている。しかるに、わが国の森林・林業は、木材需要の

低迷、外材の輸入、林業諸経費の増嵩、山村の過疎化、林業労働力の減少及び森林づくりへの意欲の低下等により、健全な森林の育成に欠かせない間伐・保育の遅れがあつたなど、その生産活動が停滞し、水資源の確保をはじめ森林の有する多角的機能の高度發揮に支障をきたしている。

国有林野事業は、長い間、林産物の計画的・持続的供給、公益的機能の發揮、農山村地域振興への寄与等その使命を果たしてきたが、財務事情が悪化し、その改善策を講ずることが急務となつてている。

また、最近の国際環境の変化は、森林・林業・林産業に悪影響を及ぼすことも懸念される。さらに、近年、森林・緑資源が世界的に急速に減少しつつあり、この状態がつづくならば将来において地球的規模で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人類にとって重要な課題となつてている。

よつて政府は、緑豊かな國づくりと國産材時代を展望して、木材需要の拡大、木産業の活性化、間伐・保育の促進、林道網の整備、國民参加による森林整備の推進等による森林・林業・林産業の健全な育成と国有林野事業の経営改善のため、財源措置を含め検討し、積極的な施策の推進を図るとともに、森林資源の維持・造成について国際協力の一層の拡充を図るべきである。

右決議する。

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方自治法の一部を改正する法律案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢徳一郎 串原 義直
田中 恒利 武田 一夫
神田 厚 津川 武一

地方行政委員長 福島 譲二

賛成者 上草 義輝外三十名

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案

昭和六十一年五月十四日
提出者 大石 千八 衛藤征士郎
近藤 元次 島村 宜伸
玉沢

理由

最近における社会的要請に応じ、公有地の一層の有効活用を図るために、公有地に土地信託制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

右

昭和六十一年三月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 登録(第四条—第十条)
- 第三章 業務(第十一条—第二十三条)
- 第四章 投資一任契約に係る業務(第二十四条—第三十三条)
- 第五章 監督(第三十四条—第四十一条)
- 第六章 証券投資顧問業協会(第四十二条—第四十八条)
- 第七章 雑則(第四十九条—第五十三条)
- 第八章 罰則(第五十四条—第六十一条)
- 附則 第二章 総則 (目的)

第一条 この法律は、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義) この法律において「投資顧問契約」とは、当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断

(登録) 第二章 登録

(登録の拒否) 第七条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が

(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断をいう。以下同じ。)に關し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により隨時に購入可能なものを除く。)の他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約をいう。

臣の登録を受けなければならない。
(登録の申請) 第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その資本金額所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 四 営業所の名称及び所在地
- 五 業務の方法
- 六 他に事業を行つているときは、その事業の種類
- 七 その他大蔵省令で定める事項

3 この法律において「投資顧問業」とは、顧客に對して投資顧問契約に基づき助言を行う営業をいう。

4 この法律において「投資一任契約」とは、投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されることとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券(同法第百八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。)をいう。

6 この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。

(投資判断の一任等の禁止)

この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。

この法律において「登録」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他の大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。
(登録の実施)

第六条 大蔵大臣は、第四条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者登録簿を公衆の範囲に供しなければならない。

4 この法律において「登録申請者」とは、大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が

5 禁錮以上の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくならぬった日から三年を経過しない者

6 この法律(証券取引法、外國証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)若しくはこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五条)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外國の法令

欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は外國の法令上これらと同様に取り扱われている者

による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第八条 投資顧問業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合については、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 投資顧問業者が死亡したとき。 その相続人

二 法人が合併により消滅したとき。 その法人

三 法人が破産により解散したとき。 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人

五 投資顧問業を廃止したとき。 投資顧問業者であつた個人又は投資顧問業者であつた法人を代表する役員

六 投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当する

こととなつたときは、当該投資顧問業者の登録は、その効力を失う。

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第八条 投資顧問業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合については、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 投資顧問業者が死亡したとき。 その相続人

二 法人が合併により消滅したとき。 その法人

三 法人が破産により解散したとき。 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人

五 投資顧問業を廃止したとき。 投資顧問業者であつた個人又は投資顧問業者であつた法人を代表する役員

六 投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当する

こととなつたときは、当該投資顧問業者の登録は、引き続き投資顧問業を営むことができる。相続人がその期間内に第四条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

四 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項(第二号を除く。)及び第三項の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

五 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた相続人を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

(營業保証金)

第六条 投資顧問業者は、第一項の營業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、投資顧問業(投資顧問業の開始後新たに営業所を設置したことにより供託すべき營業保証金の額が増加することとなる場合にあっては、当該営業所に係る投資顧問業)を開始してはならない。

七 投資顧問業者と投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に関し、当該投資顧問業者に係る營業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

八 投資顧問業者は、第六項の権利の実行その他理由により、營業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。第五十六条第一号において同じ。)を行い、その旨を逕常

することとなつたときは、当該投資顧問業者の登録は、その効力を失う。

九 第一項又は前項の規定により供託する營業保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

十 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した營業保証金は、前条第一項各号に該当することとなつたとき、第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録が取り消されたとき、又は一部の営業所に係る投資顧問業の廃止その他の理由により營業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

十一 前各項に規定するもののほか、營業保証金に關必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定められたる事項を掲示しなければならない。

(第三章 業務)

第十二条 投資顧問業者は、営業所とともに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

十二 投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十三条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を営ませてはならない。

第十四条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に関する事項を表示しなければならない。

第十五条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に関する事項を表示しなければならない。

第十六条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、自ら行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言の実績その他大蔵省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案及び同報告書

3 投資顧問業者は、第四条の登録を受けていることにより大蔵大臣が当該投資顧問業者を推薦し、又はその行う助言の内容について保証しているかのよう人に誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 報酬に関する事項

三 第十八条から第二十条までの規定に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(契約締結時の書面の交付)

第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

二 契約年月日

三 助言の内容及び方法

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)

六 賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結している顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明示する。

らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行つた有価証券の売買のうち当該顧客に對して助言を行つたものと同一の銘柄について売買を行つた事実の有無

二 前号の場合において、売買を行つた事実があるときは、その売買の別

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(書面による解除)

第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行つてその契約の解除を行なうことができる。

3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合において、その契約に係る報酬の前払を受けているときは、解除以降の期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を顧客に返還しなければならない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なもののは、無効とする。

第十八条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

三 その他投資者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為

証券を預託させてはならない。

(金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止)

第二十条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に對し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(忠実義務)

第二十一条 投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問契約の締結又は解除に關し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 特定の有価証券に関する、助言を行なうこと。

三 資本の額又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行なうこと。

四 営業所の名称及び所在地

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 営業所の名称及び所在地

可を受けなければならぬ。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社の外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)でなければならない。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者に対し第一項の認可をしたときは、その旨を当該投資顧問業者の登記に付記しなければならない。

(認可の条件)

第二十五条 大蔵大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第二十七条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 認可申請者が、その個人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

(認可)

第四章 投資一任契約に係る業務

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を得なければならない。

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十八条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当したこととなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 投資一任契約に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

二 第三十一条ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三 その他投資一任契約に係る業務に関する事項で大蔵省令で定める事項に該当することとなつたとき。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。))は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

(兼業の制限)

第三十一条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認めたときは、この限りでない。

められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三十二条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、

三月に一回以上、当該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

第三十三条 第十二条から第十六条まで及び第十

八条から第二十三条までの規定は、投資顧問業者が第二十四条第一項の認可を受けた投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、

とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、「助言を行ふ」とあるのは「投資の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、

とあるのは「投資顧問業者が、營業年度ごとに、他その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(營業報告書の提出及び総覧)

第三十五条 投資顧問業者は、營業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

第三十六条 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(登録の取消し等)

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

五 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

六 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

七 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

とあるのは「投資顧問業者が顧客から一任され行つた投資」と、「助言を行ふ」とあるのは「投資の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」とある。

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方

法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十四条 投資顧問業者は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言その他の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(營業報告書の提出及び総覧)

第三十五条 投資顧問業者は、營業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

第三十六条 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(登録の取消し等)

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

五 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

六 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

七 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

(業務改善命令)

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方

法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十四条 投資顧問業者は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言その他の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(營業報告書の提出及び総覧)

第三十五条 投資顧問業者は、營業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

第三十六条 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(登録の取消し等)

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

五 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

六 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

七 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなりたとき。

官 報 (号 外)

(認可の取消し等)

第三十九条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が次の各号のいずれか

に該当するときは、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがで
きる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関する法律若しくはこの法律に基づく命令

又はこれらに基づく処分に違反したとき。
二 第二十五条第一項に規定する認可に付した

条件に違反したとき。

者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が

前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

第三十七条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(登録等の抹消)
四十九条 大蔵大臣は、第九条第二項の規定によ

り登録がその效力を失つたとき、又は第三十八
条第一項若しくは第二項の規定により登録を取

当該競録を抹消しなければならない。

大蔵大臣は 第二十九条第二項若しくは前条
第二項の規定により認可がその効力を失つた
とき、又は同条第一項の規定によって認可を取

とき、又は同条第一項の規定により認可を取り消したときは、第二十四条第三項に規定する認可證の付記を抹消しなければならぬ。

(監督処分の公告)
四十一案 大蔵大臣は、第三十八条第一項若

四二二六
大蔵省令 第三十九条第一項によ
くは第二項又は第三十九条第一項の規定による
処分をしたときは、大蔵省令で定めるところに

より、その旨を公告しなければならない。

(証券投資顧問業協会)
四十二条 投資顧問業者は、投資者の保護を図

投資顧問業協會

一条 投資顧問業者は、投資者の保護を図

(立入検査等)

第四十六条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(監督命令)

第四十七条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。
(全国証券投資顧問業協会連合会)

第四十八条 協会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的として、全国を単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧問業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国証券投資顧問業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国証券投資顧問業協会連合会でない者は、全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いてはならない。

4 前三条の規定は、全国証券投資顧問業協会連合会について準用する。

第七章 雜則
(外国法人等に対する特例等)

第四十九条 外国の法令に準拠して設立された法

人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者はが国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合において、当該法人又は個人に対する第三十五条第

一項に規定する營業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的説替えその他該法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国で投資顧問業を營む者の駐在員事務所の設置の届出等)

第五十条 外国で投資顧問業を營む者（投資顧問業者を除く。以下この条において同じ。）は、有価証券の市場に関する情報の収集及び提供その他有価証券に関連のある業務で大蔵省令で定めるものを行うため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容（当該業務を行いう施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、外国で投資顧問業を營む者に対し、前項の施設において行う同項に規定する業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国で投資顧問業を營む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(権限の委任)

第五十一条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができます。

第八章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を二任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業とした者

二 第四条の登録を受けないで投資顧問業を営んだ者

三 不正の手段により第四条の登録を受けた者

四 第二十二条(第三十三条规定において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十二条各号に掲げる行為をした者

五 第二十四条第一項の認可を受けないで投資

一 任契約に係る業務を行つた者

二 第十条第五項の規定に違反して、投資顧問業を開始した者

三 第十八条(第三十三条规定において準用する場合を含む。)の規定に違反して、証券取引行為を行つた者

四 第十九条(第三十三条规定において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

五 第十三条第三項(第三十三条规定において準用する場合を含む。)の規定に違反して、人を誤認させるような表示をした者

六 第十四条、第十五条又は第十六条(第三十三条规定においてこれららの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客へ

の第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

八 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、投

資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営んだ者

九 第三十六条第一項又は第四十六条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十五条第一項の規定による營業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした營業報告書を提出した者

十一 第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十二 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十三 第五十一条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第五十一条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第六十一条第一項又は第四十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第四十三条第一項又は第四十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第四十三条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十八 第四十三条第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十九 第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二十 第三十七条第一項の規定による命令に違反した者

二十一 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員という名称を用いた者

二十二 第四十三条第三項の規定に違反して、大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及

七 第三十二条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

八 第三十三条第一項の規定により付した条件に違反した者

九 第二十八条の認可を受けないで投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更した者

十 第三十三条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第二十九条第一項の規定による届出をせずに、又は虚偽の届出をした者

十二 第三十四条第一項の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

十三 第三十五条第一項の規定による營業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした營業報告書を提出した者

十四 第三十六条第一項又は第四十六条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十五 第三十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第三十八条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第三十九条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十八 第四十一条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十九 第四十二条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十 第四十三条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十一 第四十四条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十二 第四十五条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 第四十六条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十四 第四十七条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十五 第四十八条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十六 第四十九条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十七 第五十条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十八 第五十一条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二十九 第五十二条第一項の規定による報告書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四十七条第一項(第四十八条第四項における届出をせずに、又は虚偽の届出をした者に準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十二条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

四 第五十三条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

五 第五十四条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

六 第五十五条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

七 第五十六条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

八 第五十七条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

九 第五十八条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十 第五十九条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十一 第六十一条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十二 第六十二条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十三 第六十三条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十四 第六十四条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十五 第六十五条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十六 第六十六条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十七 第六十七条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十八 第六十八条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

十九 第六十九条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

二十 第七十条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

二十一 第七十一条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

二十二 第七十二条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

二十三 第七十三条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案及び同報告書

び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社を除く。は、この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第四条の規定にかかわらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、当該信託業務を営む銀行及び委託会社を投資顧問業者とみなして、当該信託業務を営む銀行に対しては第十一條、第十二条、第十三条第二項、第十四条（第三号を除く。）、第十五条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第一号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を、当該委託会社に対しては第十一條、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三条まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第三十九条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とする。

4 前項の規定により読み替えて適用される第三十九条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた信託業務を営む銀行又は委託会社を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十九条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第三十九条第一項の規定により投資顧問業の現状にかかる普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社は、当分の間（次項の規定により読み替えて適用される第三十九条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じら

れたときは、当該廃止を命じられた日までの間）、第四条の規定にかかわらず、引き続き投

資顧問業を営むことができる。

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三百四号）の一部を次のよう改正する。
別表第一第二十五号の次に次の二号を加える。

二五の二 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可	
登録件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円
一件につき十五万円	一件につき十五万円

（大蔵省設置法の一部改正）
第六条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号の次に次の二号を加える。

七十九の二 投資顧問業（有価証券に係る投

資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十

一年法律第二号）に規定する投資顧問業をいう。次条第四十五号の二において同じ。

（二）當む者の登録及び監督に関するこ

と。

第四条第八十号の次に次の二号を加える。

八十一の二 証券投資顧問業協会及び全国証券

投資顧問業協会連合会の監督に関するこ

と。

第五条第四十五号の次に次の二号を加える。

四十五の二 投資顧問業を営む者を登録し、

これを監督すること。

（三）投資顧問業協会連合会の監督に関する法律案の提出する理由である。

理由

我が國の有価証券に係る投資顧問業の現状にか

んがみ、投資者の保護を図るために、有価証券に係

る投資顧問業を営む者について登録制度を実施

し、その事業に対し必要な規制を行うことによ

り、その業務の適正な運営を確保する必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

（一）投資顧問業者は、營業所ごとに、公衆の見やすい場所に、一定の様式の標識を掲示しなければならないこととすること。

（二）投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を営ませてはならないこととすること。

（三）投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、証券取引

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号

行為等を行わない旨を表示しなければならないこととするとともに、著しく人を誤認させるような表示等をしてはならないこととすること。

(四) 投資顧問業者は、投資顧問契約の締結前に、基本的事項等を明らかにする書面を顧客に交付しなければならないこととするとともに、契約締結時に、遅滞なく、契約の具体的な内容等を明らかにする書面を顧客に交付しなければならないこととすること。

(五) 投資顧問業者は、顧客に対し、六月に一回以上、自己の計算で行つた有価証券の売買のうち当該顧客に対して助言を行つたものと同一の銘柄について売買を行つた事実の有無等を明瞭かにする書面を交付しなければならないこととすること。

(六) 投資顧問業者は、契約締結時の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができるとしていること。

(七) 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならないこととすること。

(八) 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受けること等をしてはならないこととすること。

(九) 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付けること等をしてはならないこととすること。

(十) 投資顧問業者は、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならないこととすること。

(十一) 投資顧問業者は、投資顧問契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行、脅迫等をしてはならないこととする。

行為等を行わない旨を表示しなければならないこととするとともに、著しく人を誤認させるような表示等をしてはならないこととすること。

四、投資顧問業者は、投資顧問契約の締結前に、基本的事項等を明らかにする書面を顧客に交付しなければならないこととするとともに、契約締結時に、遅滞なく、契約の具体的な内容等を明らかにする書面を顧客に交付しなければならないこととすること。

五、投資顧問業者は、顧客に対し、六月に一回以上、自己の計算で行つた有価証券の売買のうち当該顧客に対して助言を行つたものと同一の銘柄について売買を行つた事実の有無等を明瞭かにする書面を交付しなければならないこととすること。

六、投資顧問業者は、契約締結時の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができるとしていること。

七、投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならないこととすること。

八、投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受けること等をしてはならないこととすること。

九、投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付けること等をしてはならないこととすること。

十、投資顧問業者は、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならないこととすること。

十一、投資顧問業者は、投資顧問契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行、脅迫等をしてはならないこととする。

追等をしてはならないこととする。

(三) 投資顧問業者は、顧客を勧誘するに際し、顧客に対して損失の負担を約することと等の行為をしてはならないこととする。

四、投資一任契約に係る業務

(一) 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務(顧客から投資判断を一任され、当該投資判断に基づき当該顧客のために投資を行う業務)を行おうとするときは、一定の手続に従い、大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととすること。

(二) 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くは、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業としてはならないこととする。

(三) 投資一任契約に係る業務を行う投資顧問業者の常務に従事する取締役の兼職を制限することともに、当該投資顧問業者の兼業を制限することとする。

(四) 投資一任契約に係る当該顧客の一回以上、投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について報告書を作成し、交付すること。

(五) 投資顧問業者は、顧客に対して、三月に一回以上、投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について報告書を作成し、交付しなければならないこととすること。

(六) 投資顧問業者が、投資一任契約に係る業務を行つ場合において、顧客の金銭若しくは有価証券の預託を受けてはならないこととするほか、投資顧問業に関して行われる規制に係る規定のうち、所要の規定の適用を行うこととすること。

(七) 投資顧問業者の監督に関し、業務に関する帳簿書類の作成及び保存、営業報告書の提出及び縦覧、報告若しくは資料の提出及び立検査並びに業務改善命令について所

要の規定を設けることとすること。

(八) 投資顧問業者の登録又は認可の取消し、業務停止等について所要の規定を設けることとすること。

五、証券投資顧問業協会

(一) 証券投資顧問業者が、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として設立する証券投資顧問業協会について所要の規定を設けることとす

ること。

(二) 証券投資顧問業協会を会員とする全国証券投資顧問業協会連合会について所要の規定を設けることとすること。

(三) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(預金保険法の一部改正)

(四) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(五) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

(六) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(七) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(八) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(九) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十一) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十二) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十三) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十四) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十五) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十六) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十七) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十八) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和六十一年三月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律

第一回、第二回、第三回、第四回の一部を改正する。

第二回、第三回、第四回の一部を改正する。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案及び同報告書 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十一年五月十四日

衆議院議長 坂田 道太殿 小泉純一郎

要の規定を設けることとすること。

(二) 投資顧問業者の登録又は認可の取消し、業務停止等について所要の規定を設けることとすること。

(三) 証券投資顧問業協会

(一) 証券投資顧問業者が、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として設立する証券投資顧問業協会について所要の規定を設けることとす

ること。

(二) 証券投資顧問業協会を会員とする全国証券投資顧問業協会連合会について所要の規定を設けることとすること。

(三) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(預金保険法の一部改正)

(四) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(五) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(六) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(七) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(八) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(九) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十一) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十二) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十三) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十四) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十五) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十六) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十七) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十八) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(十九) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十一) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十二) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十三) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十四) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十五) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十六) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十七) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十八) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(二十九) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(三十) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(三十一) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

(三十二) 第二回、第三回、第四回の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)の一部を改正する。

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号

金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならない。

第一条第一項に次の二号を加える。

七 労働金庫

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

第十六条第一項中「七人」を「八人」に改める。

第二十一条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第二十七条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第二十九条第一項中「二年」を「五年」に改める。

第三十四条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「次章」を「次章第二節」に、「保険」を「保険料の収納」に改め、同条第一号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

三 次章第四節の規定による資金援助及び損失の補てん

第三十五条第一項中「及び中小企業等協同組合法」を「中小企業等協同組合法」に、「行なう協同組合連合会」を「行う協同組合連合会及び労働金庫連合会」に改め、同条第一項中「行なう」を行ふため」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項の資金の借入れをしたときは、「第三十四条第二号又は第三号に掲げる業務を行ふため」に改め、同条に次の二項を加える。

は、その借入金を返済するため、大蔵大臣の認可を受けて、金融機関等から資金の借入れをすることができる。

第三章中第四十九条の前に次の節名を付す。

第一節 保険関係

第四十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「信用金庫にあつては」に、「を」を「信用金庫又は労働金庫にあつては」に、「解散」を「解散」に改める。

第四十九条の次に次の節名を付する。

第二節 保険料の納付

第五十条第一項中「及び信用協同組合」を「信用協同組合又は労働金庫（以下「信用金庫等」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき。当該保険事故に係る金融機関

第五十二条の次に次の節名を付する。

第三節 保険金等の支払

第五十三条の見出しを「（保険金等の支払）」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は前項の」に、「第五十七条第一項 第二項又は第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

4 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十四条の見出しを「（保険金の額等）」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 保険事故に係る預金者等が当該保険事故の規定にかかわらず、これららの規定による金額から当該仮払金の支払を受けている場合におけるその者の保険金の額は、前三項の規定にかかわらず、これららの規定による金額から当該仮払金の支払を受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

第五十五条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「都道府県知事の監督に係る金融機関」を「信用協同組合（一の都道府県の区域を越えない合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第

四項の決議が得られなかつたことを機構が通知があつたとき。その通知があつた日同項又は第七十四条第十一項の規定による合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第

四項に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする同項の決議が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日同条に次に次の二項を加える。

6 大蔵大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫に関するものである場合には大蔵大臣及び大蔵大臣とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、機構が、委員会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した場合には、一月を超えない期間を限り、同項の期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五五

十三条第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 保険事故に關して前条の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項又は第七十四条第十一項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつたとき。その知つた日

五 第一条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第一項中「前項」を「前条第四項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「及び第一項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構は、前条第三項の規定により第五十三条第三項の仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに、委員会の議決を経て、該仮払金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

十三条第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 保険事故に關して前条の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項又は第七十四条第十一項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつたとき。その知つた日

五 第一条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第一項中「前項」を「前条第四項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「及び第一項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構は、前条第三項の規定により第五十三条第三項の仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに、委員会の議決を経て、該仮払金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

第五十八条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 機構は、第五十三条第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額(第五十四条第五項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く)に応じ、預金者等が金融機関に対して有する当該預金等に係る債権を取得する。

第六十六条中「一千万円」を「十千万円」に改め、同条を第九十二条とする。

第六十五条を削る。

第六十六条中「一千万円」を「十千万円」に改め、同条を第九十九条とする。

第六十四条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六十三条を第八十九条とし、同条の次に次の二項を加える。

第六十二条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第八十八条规定とする。

第六十一条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第六十二条を第五十七条第五項とし、同条第六十三条を第八十七条とする。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第四項を第五十六条第四項(第五十七条第五項)に改め、「含む。」の下に「又は第六十四条第三項」を加え、同条を第八十七条とする。

第六十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役又は理事(第七十一条第一項ただし書の規定によりいまだ合併を行っていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十条第一項の規定に違反して、緊急措定による登記を怠つたとき。

2 おいて準用する商法第四百四十二条の規定による登記を怠つたとき。

二 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公

告、報告若しくは通知をしたとき。

四 第七十三条第四項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

五 第七十四条第九項の規定又は同条第十項において準用する商法第四百八条ノニ第二項の規定に違反して、第七十四条第九項に規定する書類を備えて置かず、正当な理由がないのにその閲覧を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第六十二条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第八十八条规定とする。

第六十一条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第六十二条を第五十七条第五項とし、同条第六十三条を第八十七条とする。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第四項を第五十六条第四項(第五十七条第五項)に改め、「含む。」の下に「又は第六十四条第三項」を加え、同条を第八十七条とする。

第六十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者(以下「救済金融機関」という。)は、機構が、合併等を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

第六十八条 次に掲げる事項に關し不正の請託又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条中「五万円」を「五十万円」に改め、第四章中同条を第八十四条とし、同条の次に次の二項を加える。

二 銀行等の合併に係る第八十条第一項において準用する商法第四百四十二条第一項に規定する訴えの提起

3 前項の規定による申込みを行つた金融機関は、速やかに、その旨を大蔵大臣(信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。)に報告しなければならない。

は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九条中「保険」を「預金保険」に改め、同条を第八十二条とし、第三章中同条の次に次の二項を加える。

(権限の委任)

第八十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この章の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができるものとする。

第五十八条の次に次の二節及び節名を加える。

第一条を加える。

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者(以下「救済金融機関」という。)は、機構が、合併等を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

第六十条 次に掲げる事項に關し不正の請託又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条中「五万円」を「五十万円」に改め、第四章中同条を第八十四条とし、同条の次に次の二項を加える。

二 銀行等の合併に係る第八十条第一項において準用する商法第四百四十二条第一項に規定する訴えの提起

3 前項の規定による申込みを行つた金融機関は、速やかに、その旨を大蔵大臣(信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。)に報告しなければならない。

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

九四一

全部を他の金融機関に譲渡するもの

三 破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

第六十条 大蔵大臣の指定する金融機関等で前条第三項に規定する合併等（以下「合併等」という。）を援助するため救済金融機関に対し資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、機構が資金援助（金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行ふことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行つた金融機関等は、速やかに、その旨を大蔵大臣（信用協同組合については大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫又は労働金庫連合会については大蔵大臣及び労働大臣とする。）に報告しなければならない。

（適格性の認定）

第六十一条 第五十九条第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る金融機関は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の金融機関の連名で行わなければならぬ。

3 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが、預金者等

の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行つたために不可欠であること。

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合に

は、当該破綻金融機関が業務を行つていい地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 大蔵大臣は、信用協同組合に対し第一項の認定を行うときは、都道府県知事に協議し、

労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5 大蔵大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る金融機関のうち、いずれが破綻金融機関であるかを明らかにしなければならない。

6 大蔵大臣は、第一項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

（合併等のあつせん）

は、その旨を機関に通知しなければならない。

第六十二条 大蔵大臣は、前条第一項の申請が行われない場合においても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該破綻金融機関及び他の金融機関に対し、書面により、合併等（当該合併等が行われることが預金者等の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不

可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の金融機関は、前条第一項の規定にかかるらず、第五十九条第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 第六十条第一項に規定する大蔵大臣の指定する金融機関等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関に対し合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他他の政令で定める行為を行うものは、前条

の他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかるらず、第六十条第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項のあつせんを行つた場合について準用する。

（破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例）

第六十三条 破綻金融機関が信用協同組合である場合には、第六十一条第二項の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

（資金援助）

第六十四条 機構は、第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた金融機関等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

6 大蔵大臣は、第二項の規定による要請があつたときは、当該要請を行つた都道府県知事に係る第六十一条第四項の規定による都道府県知事との協議を行うことを要しない。

6 大蔵大臣は、第二項の規定による要請があつたときは、当該要請を行つた都道府県知事に係る第六十一条第四項の規定による都道府県知事との協議を行うことを要しない。

2 都道府県知事は、前項の場合において、信用協同組合が同項の申請に係る合併又は事業の全部の譲渡を行うこと及び当該合併又は事業の全部の譲渡について機構による資金援助を行われることが適當であると認めるときは、大蔵大臣に対し、第六十一条第一項の認定を行うことを要請することができる。

2 委員会は、前項の議決を行つ場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣（当該決定が信用協同組合を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び労働大臣とする。）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、同項に規定する金融機関等に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

（合併等の契約の報告等）

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた金融機関は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、大蔵大臣（労働金庫にあつては、大蔵大臣及び労働大臣。第六十八条、第六十九条第一項及び第六項、第七十条第一項、第七十三条第六項、第七十四条第四項並びに第七十九条第一項及び第三項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書及び当該合併等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併又は営業譲渡等について

株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等についての決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、大蔵大臣（信用協同組合にあつては大蔵大臣及び労働大臣とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四条第十一項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

（銀行等）

前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号から第四号までに掲げる金融機関（以下「銀行等」という。）にあつては株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七条第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会）を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

（業務の継続の特例）

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約書（救済金融機関にあつては、当該合併等の契約書及び当該合併等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面）を提出した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承認の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 外国為替業務又は信託業務を営む金融機関が破綻金融機関である場合において、救済金融機関がこれらの業務を営むことができない金融機関であるときは、前項の規定は、当該組合にあつては大蔵大臣及び労働大臣とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四条第十一項において同じ。に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

（緊急性の認定）

第六十八条 大蔵大臣は、第六十五条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る合併（金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第二号から第四号までの規定によるものを除く。又は営業譲渡等を緊急に行ななければ機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該合併又は営業譲渡等を緊急に行なう必要がある旨の認定（以下「緊急性の認定」という。）を行ふとともに、当該合併又は営業譲渡等を行なるべき期限を定めるものとする。

2 大蔵大臣は、緊急性の認定を行つた場合には、その旨及び当該緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等を行なるべき期限を、当該合併又は営業譲渡等の当事者となる全部の金融機関に對し、通知するものとする。

3 大蔵大臣は、信用協同組合を当事者とする合併又は営業譲渡等について緊急性の認定を行ふときは、都道府県知事に協議しなければならない。

（株主総会等の異議の申出等）

第六十九条 大蔵大臣は、緊急性の認定を行おうとするときは、あらかじめ、当該緊急性の

認定に係る合併又は営業譲渡等の当事者となる金融機関（営業の一部を譲り受けた銀行等で定款に当該営業の一部の譲受けにつき株主総会の決議を要する旨の定めがないものを除く。）の株主（信用金庫にあつては会員とし、信託業を含む。）については適用しない。

第二款 緊急手続

（緊急手続）

二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員（第六項において「個人会員」という。）を除く会員とする。は一定の期間内に当該合併又は営業譲渡等について異議を申し出ることができる旨を公告し、当該公告をした旨を当該金融機関に通知しなければならない。

（前項の期間は、一週間を下つてはならない。）

2 前項の期間は、一週間を下つてはならない。

（大蔵大臣の行為）

3 大蔵大臣は、銀行等の株主に対し第一項の規定による公告をするときは、法務大臣の同意を得なければならない。

4 第一項の規定による通知を受けた金融機関の取締役又は理事は、当該通知に係る合併又は営業譲渡等の当事者となる各金融機関の貸借対照表（救済金融機関にあつては、当該各金融機関の貸借対照表及び当該合併又は営業譲渡等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面）及び当該合併又は営業譲渡等の契約書を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならない。

5 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関の発行済株式の総数の百分の二十以上に当たる株式の数を保有する株主又は組合員

会員（信用協同組合にあつては総組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。）の百分の二十以上の会員（信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。）が、異議の申出をしたときは、緊急性の認定を行うことができない。

（合併又は営業譲渡等の実施）

第七十条 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等の当事者である金融機関（以下「緊急性の認定に係る金融機関」という。）は、第六十八条第一項の規定により大蔵大臣が定める期限までに、当該合併又は営業譲渡等を行わなければならぬ。

2 緊急性の認定に係る金融機関が合併を行うときは、合併後存続する金融機関（以下「存続金融機関」という。）については変更の登記を、合併により消滅する金融機関（以下「消滅金融機関」という。）については解散の登記をしなければならない。

3 商法第四百十四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（合併の効力発生及び効果）

第七十一条 緊急性の認定に係る金融機関の合併は、存続金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによつてその効力を生ずる。ただし、第七十四条及び第七十六条の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、存続金融機関は、いまだ合併を行っていないものとみなし、消滅金融機関はなお存続し

ているものとみなす。この場合において、当該手続に必要な費用は、存続金融機関が負担しなければならない。

2 存続金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

（信用金庫等の特例）

第七十二条 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、消滅金融機関の地区、会員若しくは組合員又は事務所は、当該信用金庫等の定款の定めにかかわらず、政令で定める期間に限り、当該信用金庫等の地区、会員若しくは組合員又は事務所とみなす。

2 信用金庫等は、当該信用金庫等の定款の定めにより行うことができない業務を緊急性の認定に係る事業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、当該定款の定めにかかるわらず、政令で定める期間に限り、当該業務を繼續することができる。

3 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、当該合併後存続する信用金庫等の会員又は組合員は、政令で定める期間に限り、その持分を譲渡することができない。

（債権者の異議）

第七十三条 存続金融機関又は緊急性の認定に係る営業の全部若しくは一部の譲受けを行つた金融機関は、合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けを行つたときは、直ちに、合併又は営業譲渡等に異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外

の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月以上四十五日以内とする。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該合併又は営業譲渡等を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の金融機関若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

5 第一項の規定により行う公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

6 第一項の金融機関は、同項及び第四項の手続を終了したときは、政令で定めるところに載してしなければならない。

3 信用金庫等における第一項の承認の決議については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併又は事業の全部の譲渡についての承認 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十九条、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の決議

二 信用金庫又は労働金庫の事業の全部又は一部の譲受けについての承認（次号に掲げる場合を除く。） 信用金庫法第四十七条第一項又は労働金庫法第五十二条第一項の決議

三 信用金庫若しくは労働金庫の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けの決議につき特別の定めがある場合又は信用協同組合の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けにつき総会若しくは総代会の決議を要する旨の定めがある場合における当該信用金庫等

- の事業の全部又は一部の譲受けについての承認 当該定款の定めによる決議
- 4 大蔵大臣は、災害その他やむを得ない理由により、金融機関が第一項に規定する期限までに同項の承認の決議を得ることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から四十五日以内に限り、当該期限を延長することができる。
- 5 銀行等は、第一項の承認の決議を行う場合には、商法第二百三十二条の規定による通知及び公告において、合併又は営業譲渡等の契約書(存続金融機関又は営業の全部若しくは一部を譲り受けた銀行等にあつては、合併又は営業譲渡等の契約書及び資金援助に関する契約書)の要領を示さなければならない。
- 6 商法第三百五十条及び第四百八条第五項の規定は、第二項第一号に掲げる場合について準用する。
- 7 信用金庫等が第一項の承認の決議を行いう場合には、同項の総会又は総代会の招集は、合併又は営業譲渡等の契約書(存続金融機関又は事業の全部若しくは一部を譲り受けた信用金庫等にあつては、合併又は営業譲渡等の契約書)の要領を示さなければならない。
- 8 合併後存続する信用金庫等は、当該合併について第一項の承認の決議を得たときは、併せて、総会又は総代会において当該合併に必要な事項に關し定款を変更することができると認めたときは、直ちに、株式の併合があつたものを行つた銀行等は、当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式の併合があつた旨、
- 9 緊急性の認定に係る金融機関の取締役又は理事は、第一項の株主総会等の会日の二週間

の期間は、一月を下つてはならない。

當該各金融機関の貸借対照表及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

- 10 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 11 緊急性の認定に係る金融機関は、第一項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)までに、第一項の承認の決議を得られなかつたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告し、かつ、機構に通知しなければならない。
- (事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫の解散)

第七十五条 緊急性の認定に係る事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫は、第七十三条の手続が終了し、かつ、当該事業の全部の譲渡に係る当事者である金融機関の全部の前条第一項の承認の決議が得られるることにより解散する。

- 2 商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四後段並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十六条第一項及び第二百三十二条ノ六の規定は、前項の請求について準用する。

- 3 第一項の規定による株式の買取りは、商法第二百十条第四号の買取りとみなす。
- (営業譲渡等に反対する株主の株式買取請求権)

- 第七十六条 緊急性の認定に係る合併で当該合併又は営業譲渡等の当事者である金融機関の全部の譲渡に係る当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式の併合があつた旨、
- 2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのばつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主(信用金庫又は労働金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とする)及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。
- 3 大蔵大臣は、合併についての第一項の規定による公告をしたときは、存続金融機関については変更の登記を、消滅金融機関については回復の登記を各金融機関の本店又は主たるものを行つた銀行等(営業の一部を譲り受けたものを除く。)の株主で、同項の株主総会に

による定めがあるときはその内容を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 商法第二百九十三条ノ三第二項の規定は、第一項の手続について準用する。

(合併に反対する株主の株式買取請求権)

- 第七十七条 緊急性の認定に係る合併で当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等の株主で、同項の株主総会に先だつて当該銀行等に対し、その者の所有する株式を、営業譲渡等がなかつたならばその株式の有していたであろう公正な価格で買取るべき旨の請求をすることができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

- (承認の決議を得られなかつた場合の合併又は営業譲渡等の効力等)

第七十九条 大蔵大臣は、緊急性の認定に係る金融機関から第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項若しくは第七十四条第十一条の規定による報告があつたとき又は同項に規定する期限までに同条第一項の承認の決議が得られなかつたことを知つたときは、当該決議が得られなかつた旨を公告しなければならない。

- 2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのばつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主(信用金庫又は労働金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とする)及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

- 3 大蔵大臣は、合併についての第一項の規定による公告をしたときは、存続金融機関については変更の登記を、消滅金融機関については回復の登記を各金融機関の本店又は主たる

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号

九四

事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に嘱託するものとする。

4 営業譲渡等についての第一項の規定による

本報業譜源等に當り、
公報がそれがとある。

〔預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期
限（當該期限ガ同条第四項ノ規定ニ依リ延長
セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限〕と読
み替えるものとする。

行法第三十三条（相互銀行法第十四条において準用する場合を含む。）、第三十四条（長期信用銀行法第十七条、外国為替銀行法第十一條及び相互銀行法第十四条において準用する

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え
る。

2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が
銀行等であるものについへては、商法第二百九

場合を含む。) 及び第三十五条(長期信用銀行法第十七条、外國為替銀行法第十二条、用五

、ふ。 めるところにより区分したそれぞれの金額を

関及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

5
第二項又は前項の規定により合併又は営業譲渡等が効力を失つたときは、^被_続金融機関の債務及び財産については、当該合併又は営業譲渡等が行われた時における当該^被_続金融機関の債務及び財産の状況に回復するものとする。ただし、合併又は営業譲渡等の時において^被_続金融機関が負担していた債務の額が第一項の規定による公告がされるまでの間に減少したときは、その減少した額について、救済金融機関は^被_続金融機関に対し債権を取得する。

6 機構は、第一項又は第四項の規定により合併又は営業譲渡等が効力を失つたときは、これにより救済金融機関が被つた損失を補てんするものとする。

(商法等の準用)

第八十条 繁急性の認定に係る合併について

は、商法第四百四条（銀行等にあつては、同条第一項及び第三項に限る。）、第五百五条、第六百六条及び第八百八条から第一百十一条まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第三百五十五条ノ七、第三百三十五条ノ八及び第四百四十二条の規定を準用する。この場合において、商法第二百五十五条第一項中「合併ノ日」とあるのは、

3
緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等で
信用金庫又は労働金庫を当事者とするものに
ついては、信用金庫法第五十八条第三項又は
労働金庫法第六十二条第三項の規定を準用す
る。

3
緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等で
信用金庫又は労働金庫を当事者とするものに
ついては、信用金庫法第五十八条第三項又は
労働金庫法第六十二条第三項の規定を準用す
る。

びに第百一条並びに労働金庫法第六十二条第一項から第三項まで及び第五項、第六十四条、第六十五条、第六十七条（第五号に係る部分に限る。）、第七十五条、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、適

びに第百一条並びに労働金庫法第六十二条第一項から第三項まで及び第五項、第六十四条、第六十五条、第六十七条（第五号に係る部分に限る。）第七十五条、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、適用しない。

第五節 補則

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第一条 この法律の施行の日(

二條 準備預金制度に関する法律（昭和

う。」(魏)第一條の規定は、改正後の強制規

平法規第百三十五号)の一部之次のうち二文三

（一）現行第一條の規定に、本改正後の預金保

年治律師(三十歳)の「吾が心の叫び」(著者
ある。)

十九条第二項に規定する保険事故が発生して、い
障法（以下「改正後の預金保険法」といふ）第四

第二条第五項中「残高」の下に「指定勘定区分額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条

る労働金庫その他これに準ずるものとして政令で定める労働金庫については、改正後の預金保険法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する労働金庫のうち、この法律の施行後にその業務及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、改正後の預金保険法の規定を適用する。

第三条 労働金庫は、改正後の預金保険法第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して一月以内に、施行日を含む事業年度において納付すべき保険料を納付しなければならない。

第四条 預金保険機構（以下この条及び次条において「機構」という。）は、施行日を含む事業年度から施行日から起算して四年を経過する日を含む事業年度までの間について、改正後の預金保険法第五十一条の規定にかかわらず、各労働金庫が納付すべき保険料の額を運営委員会の議決を経て定めることができる。

2 前項の保険料の額は、特定の労働金庫に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第一項の保険料の額を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料の額を各労働金庫に通知しなければならない。

（理事又は監事の任期に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るために環境整備として、破綻金融機関に係る合併等に対する資本援助等の制度を設けることにより預金者等の保護の充実を図るとともに、準備預金制度を整備しが、この法律案を提出する理由である。

が、この法律案を提出する理由である。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律案の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の主旨及び目的

本案の主な内容は、次のとおりである。

1 預金保険法の改正

(一) 目的

預金保険は、預金者等の保護を図るために、保険金等の支払及び破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする

とともに、法律の運用に当たつては、金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならないこととする。

（二） 対象となる金融機関の範囲

預金保険制度の対象となる金融機関に労働金庫を加えるとともに、所要の規定の整備を図ることとする。

（三） 破綻金融機関が信用協同組合である場合には、大蔵大臣は、都道府県知事の要請を受けたときに限り、適格性の認定等を行ふことができる

（四） 業務の範囲

預金保険機構（以下「機構」という。）が、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援

助及び仮払金の支払等を行うことができる

こととする。

四 借入金

機構は、日本銀行からの借入金を返済するため、大蔵大臣の認可を得て、金融機関等から資金の借入れをすることができる」ととする。

五 仮払金の支払

機構は、保険事故が発生したときは、一定の要件の下に、仮払金の支払をすることができる」ととする。

六 資金援助

（一） 救済金融機関等は、機構が合併等を援助するため資金援助を行うことを、機構に申し込むことができる」ととする。

（二） 救済金融機関は、機構への申込みの時までに、合併等についての大蔵大臣の適格性の認定又はあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けなければならぬこととする。この場合、大蔵大臣は、当該合併等が行われることが預金者等の保護に資すること、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であること等の要件を充たすときは、適格性の認定等を行うことができる」ととする。

（三） 緊急性の認定に係る金融機関は、大臣が定める期限までに合併又は営業譲渡等を行い、合併又は営業譲渡等を行つた日から四十五日以内に株主総会等の承認の決議を得なければならないこととする

こととする。

（四） 機構は、資金援助の申込みがあつたときは、運営委員会の議決を経て、救済金融機関等に対し、資金援助を行うかどうかを決定しなければならないこととする。この場合において、機構は、資金援助を行ふ旨の決定をしたときは、当該救済金融機関に対する資金援助に関する契約を締結することとする。

七 緊急手続

（一） 大蔵大臣は、適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等について、これを緊急に行わなければ機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼしそれがあると認めるときは、一定割合以上上の株主等から異議申出がない場合等において、緊急性の認定を行ふこととする。

（二） 大蔵大臣が定める期限までに合併又は営業譲渡等を行つた場合において、承認が得られなかつた場合の規定その他の所要の規定の整備を図ることとする。

（三） 準備預金制度に関する法律の改正

準備預金に係る指定勘定の残高に金額によること

る区分を設け、その指定勘定区分額」とに異

なつた準備率を定めることができることとし、所要の規定の整備を図ることとすること。

3 その他

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るために環境整備として、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実を図るとともに、準備預金制度を整備し金融政策を効果的に運営するための措置として、本案は、時宜を得た適切妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年五月十四日

大蔵委員長 小泉純一郎

衆議院議長 坂田 道太郎

国有財産法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十一年三月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国有財産法の一部を改正する法律
一部を次のように改正する。
第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「浮さん橋」を「浮桟橋」に、「浮ドック」を

「浮ドック」に改め、同項に次の「号を加える。

七 不動産の信託の受益権

第九条の三第三項中「第三十一条の四第三項」を「第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の「項を加える。

2 中央審議会は、前項に規定するもののほか、

第二十八条の二第二項及び第二十八条の四の規定により諸問される事項を調査審議する。

第十四条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の「号を加える。

九 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託しようとするとき。

第十八条第一項中「譲与し」の下に「信託し」を加え、「むね」を「棟」に改める。

第二十条第一項中「譲与し」の下に「信託し」を加える。

第二十一条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こする」を「超える」に改め、同項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第二十七条において同じ」と改め、同項第二号中「除く外」を「除くほか」に改める。

第二十八条の次に次の四条を加える。

（信託）

第二十八条の二 普通財産は、土地（その土地の定着物を含む。以下この条、第二十八条の四及び第二十九条の五において同じ。）に限り、政令で定めるところにより、これを信託することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第二十二条（第二十六条において準用する

場合を含む。）、第二十七条又は前条の規定に該当しない無償貸付け、交換又は譲与をすることを信託の目的とするとき。

二 國以外の者を信託の受益者とするとき。

三 土地の信託をすることにより國の通常享受すると見込まれる利益が、當該土地の貸付け又は売払いすることにより國の通常享受すると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

（信託に係る実地監査等）

第二十八条の五 各省各局の長は、第二十八条の第一項の規定により土地を信託した場合には、當該土地に係る信託事務の処理の適正を期

して、政令で定めるところにより、あらかじめ中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならない。

一 信託の目的

二 信託の受託者の選定方法

三 信託の收支見積り

四 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

五 その他政令で定める事項

三 各省各局の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

（信託期間）

第二十八条の三 信託期間は、二十年を超えることができない。

2 前項の信託期間は、これを更新することができない。この場合においては、更新のときから二十年を超えることができる。

（信託に係る協議等）

第二十八条の四 各省各局の長は、第二十八条の四の規定により土地を信託した場合においては、當該土地に土地信託制度を導入し、国有地の管理及び処分の手段の多様化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における社会的要請に応じ、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理及び処分の手段の多様化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有財産法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会的要請に応じ、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有

- 1 不動産の信託の受益権を国有財産の範囲に含めることとすること。
- 2 各省各庁の長は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。以下同じ。）を信託しようとするとときは、大蔵大臣と協議して行うこととすること。
- 3 行政財産については、信託できないこととすること。
- 4 (1) 普通財産については、土地に限り信託できるものとし、國以外の者を信託の受益者とする場合等には、信託することができないこととすること。
- (2) 各省各庁の長は、土地を信託しようとする場合には、国有財産審議会に諮問し、信託の目的、信託の受託者の選定方法、信託の受託者の借入金の限度額等について、その議を経なければならないこととすること。
- (3) 各省各庁の長は、土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に通知しなければならないこととすること。
- 5 信託期間は、二十年を超えることができないこととし、これを更新することができるることとすること。
- 6 その他所要の改正を行うこと。
- 7 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

- 国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、

地の管理及び処分の手段の多様化を図る必要があるとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 不動産の信託の受益権を国有財産の範囲に含めることとすること。

2 各省各庁の長は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。以下同じ。）を信託しようとするとときは、大蔵大臣と協議して行うこととすること。

3 行政財産については、信託できないこととすること。

4 (1) 普通財産については、土地に限り信託できるものとし、國以外の者を信託の受益者とする場合等には、信託することができないこととすること。

(2) 各省各庁の長は、土地を信託しようとする場合には、国有財産審議会に諮問し、信託の目的、信託の受託者の選定方法、信託の受託者の借入金の限度額等について、その議を経なければならないこととすること。

(3) 各省各庁の長は、土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に通知しなければならないこととすること。

5 信託期間は、二十年を超えることができないこととし、これを更新することができるることとすること。

6 その他所要の改正を行うこと。

7 この法律は、公布の日から施行すること。

国有地の管理及び処分の手段の多様化を図ることとは適当な措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年五月十四日

大蔵委員長 小泉純一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

内閣総理大臣 中曾根康弘

原子力の平和的利用における協力のための日

本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

の締結について承認を求めるの件

右

昭和六十一年二月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

の案件を提出する理由である。

原子力の平和的利用における協力のための規定による協定

日本政府及び中華人民共和国政府は、

原子力の平和的利用における両国間の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「両締約国政府」とは、日本国政府及び中華人民共和国政府をいう。

(b) 「認められた者」とは、いずれか一方の締約国政府の管轄の下にある個人又は法人その他の団体であつて核物質、資材、設備及び施設を供給し若しくは受領すること又はコンサルタントの役務その他の役務を提供し若しくは受領することを当該締約国政府により認められた者をいい、日本国政府及び中華人民共和国政府を含まない。

(c) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附屬書BのA部に掲げるものをいう。

(d) 「資材」とは、原子炉用の資材であつてこの協定の附屬書BのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(e) 「特殊核分裂性物質」とは、「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。

(f) 「特殊核分裂性物質」とは、「原料物質」を含めない。

(g) 「施設」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は建設された建物又は構築物をいう。

(h) 「特殊核分裂性物質」とは、この協定に基づいて供給された核物質、資材、設備又は施設の使

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン一二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形狀において前記のいづれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府が文書により認めるその他の物質

ウラン一二三五

ウラン一二三三

ウラン一二三九

ブルトニウム一二三九

ウラン一二三五

ウラン一二三三

ウラン一二三九

ウラン一二三五

ウラン一二三三

昭和六十一年五月十五日 衆議院会議録第二十九号

原の件及び同報告書における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求める

九五〇

用から一又は二以上の処理により生ずる特殊核分裂性物質をいう。

第二条

両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令及び許可要件に従うことを条件として、両国における原子力の平和的利用のため、次の方法により協力する。

- 両締約国政府は、専門家の交換によるそれぞれの管轄内にある組織の間における協力を助長する。日本国組織と中国の組織との間ににおけるこの協定に基づく決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行わられる場合に、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自國の領域への入国及び自國の領域における滞在を容易にする。
- 両締約国政府は、供給者と受領者との間ににおいて合意によつて定める条件で情報を交換することを容易にする。
- 一方の締約国政府又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、核物質、資材、設備及び施設を他方の締約国政府又はその認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。
- 一方の締約国政府又はその認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、他方の締約国政府又はその認められた者にコンサルタントの役務その他の役務を提供し又はこれらからコンサルタントの役務その他の役務の提供を受けることができる。
- 両締約国政府が適当と認めるその他の方法

第三条

第二条に規定する協力は、次に掲げる分野において行なうことができる。

第四条

1 この協定に基づく協力は、平和的目的に限つて行なう。

2 この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、いかなる核爆発装置の開発又は製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。

3 この規定の遵守を確保するため、両締約国政

府は、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、その他の立場に従い、国際原子力機関に對して、それぞれの管轄内において保障措置を適用することを要請する。

第五条

この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除き、一方の締約国政府の管轄の外に移転してはならない。

第六条

1 両締約国政府は、それぞれその管轄内にあるこの協定に基づいて受領された核物質及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に対し、この協定の附屬書Aに定める指針の示すところに沿つて、適切な防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて受領された資材、設備及び施設は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従つて防護する。これと同時に、この協定は、いずれか一方の締約国政府がしたことを確認する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、かつ、十五年間効力を有する。それと同時に、この期間の満了日の少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に對してこの協定を終了させることを文書によつて通告しない限り、自動的に五年の期間ずつ延長される。

1 両締約国政府は、この協定に基づく協力を促進するため、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定に基づく協力の進展及び結果について検討すること並びに相互に关心を有する事項について討議することができる。

2 この協定の解釈又は実施から問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、相互に協議する。

3 この協定の規定する協議又は両締約国政府の合意するその他の方法により問題が解決されない場合には、両締約国政府は、その問題を調停手続に付託することができる。

第七条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、かつ、十五年間効力を有する。それと同時に、この期間の満了日の少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に對してこの協定を終了させることを文書によつて通告しない限り、自動的に五年の期間ずつ延長される。

2 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、これらが関係締約国政府の管轄の下にある間又は両締約国政府により別段の合意が行われるまでの間、この協定の要請に基づき、この協定を改正するかしないかについて相互に協議するものとし、かつ、改正の手続き効力を有する。

3 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないかについて相互に協議するものとし、かつ、改正の手続き効力を有する。

このようないかく改正は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを相互に通告した日に効力を生ずる。

第八条

1 この協定の附屬書は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

2 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第十条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手續がそれぞれの国において完了したことを確認する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、かつ、十五年間効力を有する。それと同時に、この期間の満了日の少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に對してこの協定を終了させることを文書によつて通告しない限り、自動的に五年の期間ずつ延長される。

千九百八十五年七月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために
吳 學 謙

附屬書A 防護の水準の指針
付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

1 第二群

- (a) 使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されている区域内において行うこと。
(b) 輸送に当たつては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したもの）を含む。

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群
1 ブルトニウム(注a)	未照射(注b)	以上 二キログラム	五〇〇グラム未満	五〇〇グラム以下 (注c)
ウム(注a)				

を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのよだな区域と同等である区域内において行うこと。

(b) 輸送に当たつては、特別の予防措置（荷送

人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したもの）を含む。

3 第一群

この群に属する核物質は、許可なしに使用されるとのないよう高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

- (a) 使用及び貯蔵に当たつては、高度に防護された区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な警備当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出されるなどを発見し及び防止することを目的とする。）

第二群

- (a) 使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かくして適切な管理の下にある限られた数の人口下に行うこと。

2 ウラン二三五	未照射(注b)	未照射(注b)	未照射(注b)	未照射(注b)
3 ウラン二三八	未照射(注b)	未照射(注b)	未照射(注b)	未照射(注b)
4 料 照射済燃	未照射(注b)	未照射(注b)	未照射(注b)	未照射(注b)
3 一二三	以上 二キログラム	以上 二キログラム	以上 二キログラム	以上 二キログラム
2 一二一	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)
1 一二〇	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)	五〇〇グラム未満(注e) 低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注f)

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が一〇パーセント未満の濃縮ウランであつて第三群の欄に掲げる量未満のものは、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注e 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な情況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

附属書B

A部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大フルトニウム生成量が年間一〇〇グラムを超えない炉をいう。）

年間一〇〇グラムを著しく超える量のフルトニウムを生産するよう改修することが合理的に可能とされる原子炉については、除外することは意図されていない。高い出力水準での持続的運転のために設計された原子炉は、そのフルトニウム生成能力がいかなるものであっても、「ゼロ出力炉」とはされない。

2 原子炉圧力容器 1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品

3 原子炉内装物

4 原子炉燃料交換機 1に定義された原子炉に燃料を挿入又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備であつて、原子炉の運転時に操作の可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作（例えば、通常、燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことができない場合の操作）を可能にする高度の位置決め若しくは心出しの技術を使用するもの

5 原子炉制御棒 1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒

6 原子炉圧力管 1に定義された原子炉の内部

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるので、

九五二

に燃料要素及び一次冷却材を五〇気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管

7 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五〇〇未満のもの

B部

8 重水素及び重水 1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が一対五、〇〇〇を超える重水素化合物

9 原子炉級黒鉛 硼素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、一立方センチメートル当たり一・五〇グラムを超える密度を有する黒鉛

日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

日本件の要旨及び目的

我が国は、中華人民共和国との間で原子力の平和的利用における協力のための協定の締結について、昭和五十八年十月から數次にわたりて交渉を行つたが、合意に達したので、昭和六十年七月三十一日東京において、本協定に署名を行つた。

本協定の主な内容は、次のとおりである。

二 本件の議決理由

(1) 両国政府は、両国における原子力の平和的利用のため、専門家及び情報の交換、核物質、資材、設備及び施設の供給並びに役務の提供等について協力すること。

(2) この協定に基づく協力は、原子炉の設計、建設、運転及び放射線防護、環境監視等の分野で行うことができる。

(3) この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる核爆発装置の開発又は製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならないこと。このため、両国政府は、核物質等に関し、国際原子力機関に対して保障措置を適用することを要請すること。

(4) この協定に基づいて受領された核物質等は、相手国政府の文書による事前の同意がある場合を除き、自国の管轄の外に移転してはならないこと。

昭和六十一年五月十四日
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年四月十一日
参議院議長 木村 隆男

昭和六十一年七月三十一日
衆議院議長 坂田 道太殿

参議院議長 木村 隆男

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十一日
衆議院議長 坂田 道太殿

参議院議長 木村 隆男

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

第三条の見出し中「は場」を「ほ場」に改め、同

百三十一号の一部を次のよう改正する。
第一条 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第

第三条の見出し中「は場」を「ほ場」に改め、同
百三十一号の一部を次のよう改正する。
第六条中「市町村、農業者の組織する団体又
は指定種子生産者」を「指定種子生産者又は指定
種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託し
る」。

第六条中「市町村、農業者の組織する団体又
は指定種子生産者」を「指定種子生産者又は指定
種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託し
る」。

た者」に改める。

第六条の二中「原種は及び原原種は」を「原種及び原原種は」に、「指定種子生産は場」を「指定種子生産は場」に、「原原種の生産」を「原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原種の生産」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、都道府県以外の者が經營するば場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ば場を指定原種は又は指定原原種として指定することができる。

3 第三条第二項の規定は前項の指定について、第四条から前条までの規定は同項の指定原種は又は指定原原種における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

第七条第一項中「第六条の事務、第六条の二」を「第六条(第六条の二第三項において準用する場合を含む。)の事務、第六条の二第一項」に改め、同条第二項を削る。

(種苗法の一部改正)

第二条 種苗法(昭和二十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「稻、大麦、はだか麦、小麦、大豆及び」を削り、「又は種菌」を「種菌その他政令で定めるもの」に改める。

第三条に次の二項を加える。

前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択するに際しその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関する種苗業

者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

第四条中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかつたときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。

第六条の次に次の二項を加える。

(権限の委任)

第六条の二 第三条第四項、第四条、第五条第二項及び第三項、第五条の二並びに前条の規定による農林水産大臣の権限は、政令で定めることにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第六条の二第一号中「第三条」を「第三条第一項及び第二項」に改め、同条第一号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

1 主要農作物種子法の一部改正

議案の要旨及び目的

(一) 主要農作物(稻、麦及び大豆)の種子は、

都道府県が指定したば場で生産することとされており、現在、その指定は、譲渡の目的をもつて種子を生産する農業者が經營し、又は市町村若しくは農業者の組織する

団体の委託を受けて種子を生産する農業者が經營するば場に限られているが、この委託者の限定を廃止し、民間事業者も委託者になり得る途を開くものとすること。

農林水産大臣は、現行どおり必要な主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならぬこととするとともに、新たに、民間事業者も原種及び原原種を生産できる途を開くものとすること。

議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十一年五月十五日

農林水産委員長 大石 千八
衆議院議長 坂田 道太殿

[別紙]

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、優秀な新品种の育成と優良な種苗の生産、流通を確保することが農林水産業の振興の基本であることにかんがみ、本法の施行に当たっては、国及び都道府県の優良種苗の供給確保機能がいささかも低下することのないよう努めるとともに、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

農家の種子更新意欲が損なわれることのないよう適正価格の実現に万全を期すること。

四 主要農作物種子の流通の適正化を確保するため、農業者が品種の特性、栽培適地等の識別を的確に行えるよう表示基準を早急に定め、その厳正な運用に努めること。

五 品種登録制度の運用に当たつては、出願品種の増加及び多様化に対応した適切かつ迅速な審査が行えるよう人員、施設等審査体制の一層の充実を図ること。

また、バイオテクノロジー等の技術開発により創出される新品種の保護については、農林水産業の振興を図ることを基本として適切に対応すること。

右の本院提出案を送付する。
外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十一年五月九日

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年五月十五日
参議院議長 木村 隆男
衆議院議長 坂田 道太殿

一 議案の要旨及び目的
本案は、近年における外国漁船の我が國領海内での違法操業の実態、本法制定以来の経済事情の変動及び近隣諸国における外國漁船の違法操業に関する罰金の現状等を勘案し、本法の罪につき定めた罰金の多額を現行の二十万円から四百万円に改定しようとするものである。

二 議案の可決理由
近年における我が國領海での外國漁船の違法操業の実態及び経済事情の変動等にかんがみ、罰金の多額を改定しようとする本案の趣旨は妥当と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「二十万円」を「四百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。